



寺院が知っておきたい法律知識

宗教法人運営のための法律入門③

宗教法人をめぐる情報の取り扱いについて

宗教法人は多くの情報を持っています。また所轄庁や信者その他の利害関係人も宗教法人の情報を持っています。平成17年4月1日から「個人情報保護法」が施行され、宗教法人も自己で保有している個人情報に対し、適用される範囲や取り組むべき事項の整理など、改めて情報管理体制の確認をしておくことが大切です。

宗教法人の持つ情報は、その備付書類（規則、役員名簿、財産目録等）のほかに、財務関係の書類、信者に関する相談録、名簿、過去帳等、公益事業や収益事業に関するもの、墓地埋蔵法に関するものなど、多数あります。これらの一部は所轄庁に届けられます。

それらの情報の取り扱いについて、情報公開法（条例）との関係、公務員の守秘義務との関係、信者その他の利害関係者の閲覧請求権との関係、個人情報保護法との関係についてご説明いたします。

宗教者の守秘義務

【図 I】のように、宗教法人のもっている情報をまとめてみました。この中で（2）の黄色部分の、信者その他利害関係人に関するものは、特に注意をしなければなりません。これを怠りますと、処罰の対象となります。

【図 I】 宗教法人の持っている情報

（1）法人そのものに関する情報

① 備付書類(宗教法人法25条2項)

- A 規則及び認定書
- B 役員名簿
- C 財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表
- D 境内建物に関する書類
- E 議事録及び事務処理簿
- F 公益事業を行っているときは、その事業に関する書類

② 備付書類の付属書類

- A 財産台帳
- B 総勘定元帳、金銭出納簿
- C 月次試算表、精算表
- D 剰余金処分計算書
- E 預貯金通帳
- F 教育・保育に関するもの、収益事業の申告書等
- G 借地借家人の名簿、契約書等、その他取引先情報

③ その他の書類

- A 墓埋法関係書類
(墓埋法規則7条)
墓籍簿
墓地経営の財務書類
火葬許可証、改葬許可証、
分骨証明書
- B その他 寺院名簿 等

（2）信者その他利害関係人に関するもの

- | | | |
|--------|--------|------------------------------------|
| A 過去帳 | D 相談録 | G 寄付者名簿 |
| B 現在帳 | E 布教日誌 | H 包括宗教法人関係
宗制、各種申請書の写し、辞令、許可証 等 |
| C 信者名簿 | F 年回表 | |

刑法134条2項

宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのにその業務上取り扱ったことについて、人の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役10万円以下の罰金に処す

次号では、閲覧請求があった場合どのように対処したらよいかについて述べます。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修